

第2決算審査特別委員会（第2日目）

H30.9.12（水）10：00～

第一委員会室

開 会 9：58

委員長 おはようございます。ただいまから第2決算審査特別委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 ただいまの出席委員数は9名であります。
これより本日の会議を開きます。

認定第3号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 認定第3号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

山崎部長 （認定第3号を説明する。）

橋本課長 （認定第3号を説明する。）

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

水 口 私から指定管理について、細かくではなく、大きくお尋ねをいたします。
まず、市営住宅の指定管理1年目ということで、特別会計としての効果、日常の業務における効果、この点についてお尋ねをします。
それから、この1年で課題も出てきたのではないかと思います。課題があれば、何点かお聞かせください。

三吉課長補佐 指定管理になったことによる効果について、指定管理導入によりまして大きくコストダウンしました。平成28年度の決算と比較しまして1,000万円程度の費用削減になっております。大きくコストダウンした科目は、職員の給与等に要した経費となります。それとあと、どのような効果があったかということですが、住民サービスが向上しました。特に窓口業務につきましては、届け出に行けない入居者に対しまして郵便での受け付けや訪問により説明、受け付けを行っており、利便性が向上しております。また、修繕業務につきましては、有資格者の職員がいるため、スムーズに修繕判断ができ、迅速に修繕が行われております。あわせて、団地の巡回等で訪問した場合にも自主事業として高齢者の生活状況の確認等を行っており、安心な生活が送れるような見守り活動を実施しております。入居者サービスが向上しております。

橋本主任主事 指定管理導入1年目の課題につきましてですが、まず1つ目が修繕のあり方です。私たちとしてはそれまで単年度予算の中で修繕をしていたので、1件につき多額の修繕費をかけることは難しかった実情があるのですが、一方指定管理者としては枠にとらわれないで修繕するということができるので、例えば指定管理者のほうでグレードアップする場合にはどうしたらいいのかというようなことですか、修繕のあり方が今までの市と違った形での視点が当然指定管理者側としてはありますので、そういった面でのすり合わせというものが1つあったかなというふうに感じております。

もう一つは、今までは建てた側と管理する側が同一だったのですが、指定管理者になった以降は建てたほうとそれを管理する側というのは違う団体になりますので、当然図面ですとか引き継ぎ等々ではその団地ごとの特性を伝え

- 委員 長
井 上
- てはいるのですが、実際現地に行ったら想像と違っただとかということもありまして、そういった面での食い違いが1年目はあったかなと感じております。ほかに質疑ございませんか。
- 委員 長
- 先ほど管理戸数が21団地1,812戸と説明があったが、入居率はどうなっているか。6月議会でも私は指摘をしたが、東滝川、江部乙等の入居率についてどのようになっているか。特に指定管理になってその入居率がどのように推移しているのか、その点についてまずお伺いします。
- 委員 長
- 暫時休憩いたします。
- 休 憩 10:13
再 開 10:15
- 委員 長
三吉課長補佐
- 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- まず、市営住宅の全体の入居率は、29年度末で87.0パーセントです。それと、江部乙地域、東滝川地域の入居率は、平成30年1月末の数字となりますが、江部乙の江南団地66.7パーセント、新興団地53.6パーセント、北辰団地80.6パーセント。東滝川団地71.4パーセント、東栄団地55.8パーセントです。
- また、市の管理から指定管理にかわったことで入居率が変わったかというご質疑ですが、特に変わった様子は見られませんでした。
- 委員 長
- 第2決算委員会の去年の資料を見ると、入居率は若干下がっている。去年は88.45パーセントと聞いた。変わっていないということですが、若干変わったのかなと思って、それはどこの数字を見ているのか。
- 委員 長
- 暫時休憩いたします。
- 休 憩 10:16
再 開 10:17
- 委員 長
井 上
- 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 全体の入居率についてはわかりました。そこで、東栄団地は入居率55.8パーセントということですが、新しく指定管理になったときに東滝川、江部乙のどのような入居率を高める方策を指導しているのか。どういうことをやっているのかを答えていただきたい。
- 三吉課長補佐
- 前回井上委員から江部乙、東滝川についてももう少し入居率を上げるようにということでご指導いただきましたので、指定管理者に、江部乙や東滝川は自然環境に恵まれているし、割かし新しい住宅ですので、きれいに住んでいただくことができ入居もしやすいということで窓口でも宣伝しております。
- 委員 長
- 非常にさらっとしてて、やっていないような感じですが、もう少し突っ込んだ形で、手だてを講じなかったら私は絶対入居率は上がらないと思う。先ほど1,000万円コストダウンになったとのことで、それはそれで評価します。けれども、入居率向上につながっていかないようなデスクワークではだめ。もう少し地元の人や、管理人、あるいは町内会とか、どこにどういう問題があるのか、そういう踏み込んだ行動はやっているのか。まちづくりという意味では、住宅とコミュニティは物すごく関係している。その辺の視点がないから、私は言っているのです。その指導は指定管理の場合はどうするのか。やってきたのか。市としてはできないのか。責任ある人が答弁してください。
- 委員 長
- 暫時休憩いたします。
- 休 憩 10:22
再 開 10:24

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

三吉課長補佐 まず、市営住宅につきましては、住宅の困窮者に対しての住宅でありまして、積極的に入居してくださいというものではございません。また、入居率を上げるために今後入居要件の緩和等を考えているところでございます。

井 上 入居率を上げることは、結局収入をどれだけ確保するかという問題です。困窮者とは、また全然違うところの答弁。今住宅政策はそこに重点を置いているのか伺います。

山崎部長 まず、公営住宅については、全ての方が入居できるという条件ではございません。収入の制限等もございます。そんな中で極力、優良な住宅もありますので、そういった部分については、先ほどのお話のとおりいろんな部分でPRをしていきながら、空き状況等を発信をしていき、入居できる方についてはさせていただきたいと考えております。

委員 長 あと、先ほども言いましたように全ての方が入居できるという部分ではございませんので、公営住宅が地域の活性化に大きく影響できるかということ、なかなかできない部分もある。そういったことをご理解をいただきたいと思います。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

荒 木 先ほど1年目の効果や課題を伺いましたが、スタート当初に指定管理者と設置者との法的なものをバックボーンにした責任の所在を整理したと思います。当初スタートの整理から1年たって、より精度が上がってきたのか、スタートどおりで問題なくいっているのか、特にさまざまな問題が起きたときの対処ということで伺いたいと思います。

三吉課長補佐 さまざまな問題ということで、まず有事の際の対応については、指定管理者とどのような役割を分担したかをご説明いたします。台風や大雪などの災害について、初動の確認作業や応急処置等については指定管理者に行っていただきます。その報告を受け、判断及び指示対応を市でしております。費用分担につきましては、不可抗力による施設、設備の復旧費用については、リスク分担表がございまして、災害につきまちは市の負担としております。

荒 木 わかりました。スタート時と今、1年たって何も変わっていないかということだけを聞いたかったのですが、問題ないということですね。

三吉課長補佐 基本的には変わってございません。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

堀 監査の意見書の31ページ、歳入の5年間の表に、28年度と29年度の使用料及び手数料が495万円ぐらい落ちています。これは入居が減って使用料が減ったと判断しますが、この大きなウエートを占めている団地はどこなのかをお聞きします。

横田係長 もう一点は、全体で65歳以上の高齢者の比率の数字がありましたら、示していただきたい。

横田係長 65歳以上の割合ですが、これは昨年度策定した公営住宅長寿命化計画のときの30年1月現在の数値資料になりますが、59.8パーセントとなっております。

三吉課長補佐 使用料、手数料が減っている大きな団地はどこかというご質疑ですが、入居率が減っています啓南団地、滝の川団地の入居率の減が大きな原因となっております。

堀 啓南団地は意外とまちの中に近いのですが、そこが減っているとは余り思っていないのですが、何か要因があれば、それをお聞きします。

もう一点、住宅に占める高齢化率の割合がふえていると思っています。過去の数字と照らし合わせてそのような傾向はありますか。

橋本主任主事 啓南団地の入居率が下がっている要因ですが、分析といいますか、確定していることではありませんが、考えられる要因としては、まず市営住宅は啓南団地、滝の川団地に限らず、二極化が進んでおります。新築団地と平成20年以降ぐらいに建った団地に人気が集まっております。それ以外の団地は余り申し込み者数自体が多くないことが1つあります。あともう一点、滝の川団地と啓南団地については入居要件が世帯2人以上向けとなっており、昨今単身入居者が増加しているということを鑑みた場合に、その2つの団地についてはそもそも入居要件に合致しないことがあると考えております。

横田係長 今回長寿命化計画を策定するというので、ある時点における統計はとりましたが、継続的に過去からの統計はとっておりませんので、申しわけありませんが、今のところ率がふえた、減ったということはお答えすることはできません。

堀 わかりました。今市民相談の中では、住宅を持っているが、年がいった自分のところで雪はね等々を考えると、市営住宅を希望しているという人がふえていると思います。そういう意味で、それに伴って別な意味で廃屋がふえていく可能性があります。そういう高齢者のニーズがあることを踏まえると、今後の公住のためにはそういうことも考えた政策が必要でないかなと思うものですから、数字的にどうなっているのかを参考に確認したくてお聞きしました。そういうことを鑑みた検討はされていますか。

横田係長 おっしゃるとおり、公営住宅も恐らく、統計はとっておりませんが、高齢化率は上がってくると思います。今後それに見合った何か対策ができるか検討していきたいと思っております。

委員長 ほかにも質疑ございますか。

山本 ことしの大雪の関係についてお伺いします。

特に江部乙の団地ですが、ほぼ平家の古い団地で、非常に狭い。それと政策空き家もある関係で、住んでいないところもある。住んでいる人は雪おろしするのですが、住んでいないところの屋根雪がつかえて家が塞がっている状況は当然把握されていると思います。その部分はことしは指定管理のほうでも江部乙を小まめに回って居住者に対処されたと思うが、市に直接苦情が入った件数を把握していれば、お伺いしたい。

橋本主任主事 ことしの大雪に関しましては、入居者のほうからさまざまなお問い合わせいただいたところです。特に平家住宅が多い江部乙地域につきましては、市が従前やっていたとおり、指定管理者についても定期的にパトロールを行い、必要な箇所、空き家については通路の確保、屋根の雪おろしを随時しているところです。ただ、今回の大雪ですから、100パーセント見回り切れなかった部分もあると思いますし、入居者からも、わずかながらですが、そういったお問い合わせをいただいたこともありました。そういった場合はすぐに私たちのほうから指定管理者のほうに連絡しまして、すぐ対応するよということによって迅速な対応はとられていると認識しているところです。

山本 それならいいのですけれども、結構私のほうにも直接入ってきますので、なるべくことしのようなことがないことを祈るだけです。その辺の対応をもう少し指定管理者と密に協議していただけるか最後にお伺いしておきます。

橋本主任主事 今回の大雪に対しても反省等々はございますので、指定管理者とより一層の綿密な体制や、緊急時の体制は次回の雪に備えて準備を進めているところです。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

小 野 指定管理者とのいろんなお話がありますけれども、例えば市営住宅から退去するときの補修について、補修関係の見積もり等が高いという苦情も一部聞こえる。それと、指定管理者になる前に市のやっていた工事業者と指定管理者になったときの工事業者、そういう業者からの苦情はないのか。もう一つ、297ページの3款1項1目に市営住宅敷金払戻しに要した経費とありますが、この内訳を教えてください。

三吉課長補佐 入居者から高いのではないかとというご指摘がありましたけれども、私どもは高いということは聞いておりません。指定管理者では極力最低限複数の業者から見積もりをとりまして、安い業者を利用しているということです。

また、市内業者が我々が使っていたときと指定管理にかわってから業者からの指摘はないのかとのことですけれども、これらは一般修繕につきましてはこれまで市が発注していた業者も引き続き利用しておりまして、業種につきましては建築、電気、設備、建具、塗装工事に分けて市内業者に発注をしております。また、管理状況を確認するため、指定管理者から月次、中間時、年次の報告を受けておりまして、修繕業者や費用を含めて確認をしているところです。

田上事務主任 敷金の還付についてご説明いたします。

敷金の還付につきましては、退去者の敷金ということで年度のまたがりの退去の時期もありますので、退去の人数とぴったり合わないところはございますけれども、115件となっております。今回緑町団地の建てかえの移転者につきましては、一度退去して入居という形になり、敷金はそのまま引き継ぐ形になっておりますので、この中の件数には含まれておりません。

委員 長 ほかに質疑ございますか。

副委員長 通告していますが、先に2点、通告外のことを伺います。

まず、1点目、冬の3回以上の屋根の雪おろし及びつらら落とし、市直営の時代と同様に指定管理者の責任で行うこと及びその費用について代行負担金の中に組み込まれているのかということを確認したい。

2点目は、困窮者が入れない理由の一つに、わずかに残った税の滞納、これがかかり入居に響いている。十数年前までは、10万円以内とか、5万円以内とか、そういう範囲であれば納付誓約をすれば入居できる時代があった。今は、10円でも滞納があれば、全くできない。それで、3万円、5万円というのは、困窮者にとっては一時的に払い込むことが大変な金額の方が結構いらっしゃるのですが、そういったことについて公住法の例規、また国交省の通知等ではどのようなになっているのか、また市の現在のやり方について伺います。

1点目、見晴団地の特定公共賃貸住宅についてですが、15戸中6戸がずっとあいている。ベータ5の階層、要は所得15万8,001円以上18万6,000円未満、これは最大4万7,900円の家賃だということですが、実際に2LDK、3LDKの家賃についてベータ5でお伺いします。

2点目は、6戸があいていることによる年間家賃収入が入らない額について伺います。

3点目は、3月の予算委員会で館内委員が質疑をしましたが、29年度の状況に対して、希望者がいない現実がある。また住んでいた方の所得が下がって市営

住宅に住みかえた。民間の賃貸住宅が少ない背景で16年前に建設したが、その後民間住宅の建設が進んで、今多いと思う。民間住宅の空き家も目立ってきている。そういう意味では特公賃の役割が薄らいでいる。という何かもう可能性はないというような答弁をしている。いかがなものかという答弁で特公賃の役割が薄らいでいるとまで言っている。ではどうするのかという対策、例えば家賃補助制度をつくるのが法的に可能なのかとか、そういったことを調査検討されたのかということが1点目。

もう一つは、このままの入居率では無駄な施設になってしまう可能性もある。きれいな団地ですから、そういう点で民間に売却するとか、そういったことがもし検討されたのであれば、お伺いをしたい。

また、連帯保証人について、道営住宅では一定の理由がある場合は連帯保証人を免除しています。国交省は、市長は特別の事情があると認める場合は保証人の連署を必要としないこととすることができると通知している。市営住宅は、実際にそういう申請が上がったときは対応していると思うのですが、まず①例規に明記しているのか、②免除実績、③ホームページに説明がない。入居者のしおりにも明記されていないと思います。これらの状況について伺います。

次は、290ページの住宅管理費、1点目、指定管理代行負担金の事業で4月、10月の抽せん会、これだけでも市役所で行ってほしいという声は私は大変多かったと思っています。指定管理者から市役所の部屋を貸してほしいという要望はあったか。

2点目は、4月と10月の抽せん会に抽せんされる方に同行して私も行きました。いい順番のくじが当たったので、希望はどこにしましたかと聞いたら、あいているかどうかわからないから、第2希望にしたとのことでした。それは違う、滝川ガスに聞けばちゃんと空き室状況を教えてくれることを言うと同時に、滝川ガスの責任者に直営の時代はきちっとやっていたということを示し入れて、結局説明がされ、その後本人は第1希望に変えて入居できたことがありました。指定管理移行直後の抽せん会で多くの市民が市のサービスのよしあしを実感した場ではなかったかと思う。そういう点で、市の職員が現場で状況を見て指導するなどをしたか。また、業務の引き継ぎがこういう細かい点というか具体的な点で、引き継ぎが不十分だったことはないか伺います。

3点目、新町団地の1階の車椅子利用者特定目的住宅が5戸程度ありますが、①空き室は何戸か。②車椅子利用者に対して宣伝しているのか。実際今2戸しか入っていない、ほとんどあいている。これはずっとあいているということで、人気がないと思う。その点について伺います。③近年建てられた市営住宅は全て車椅子で動けるようなバリアフリー、ユニバーサルデザインになっている。そういう点では、もう既に新町団地の1階の車椅子特目化というのは役割を終えたと言えるか。専門的に見るとまだまだ駐車場とのアクセスなど、いいところは確かにあります。ただ、除雪しなければならないなど、なかなか大変な面もある。

4点目、滝川市公営住宅等長寿命化計画が年度末に策定、製本されました。①これをまず市民にどのように周知したか。②入居者、管理人、自治会役員等にダイジェスト版でもいいので配付をしたのか。配付していないとすれば、なぜしないのか。

5点目、293ページに緑町団地5号棟、木造の2階建て8戸の建設費用が載って

います。入札の結果、建築、電気、給排水合わせると1戸平均で1,771万円、2号棟は木造6戸建てで、平均1,786万円。これに設計費、土地代、外構工事、解体費を入れると1戸当たり2,000万円程度と考えてよいか。また、5階建ての鉄筋と比較してどの程度安価になったのか。長寿命化計画ではLCCという考え方で試算していますが、私にはぴんとこないというか、5階建て鉄筋と比較してどのように安価になったのか。逆に、これに対して鉄筋は幾らなのかの比較をお伺いします。

三吉課長補佐

まず、見晴団地、特公賃のベータ5の減免後の家賃について説明いたします。平成30年度、2LDK3万5,900円、3LDK3万9,900円です。ベータ5の空き家の年間家賃総額は、ご質疑では6戸ということでしたけれども、現在7戸となっていますので、7戸で家賃総額を算定した結果311万1,600円となります。2番目、特優賃のような家賃補助制度を考えていないかということなのですが、現在は検討しておりません。

また、特公賃である見晴9号棟を売却する予定はあるかというご質疑ですが、現在のところ売却は検討しておりません。起債償還の25年も終わっておりません。

次の連帯保証人についてです。連帯保証人について例規に明記しているかというご質疑ですが、例規に明記しております。免除の実績数については把握しておりません。

次に、ホームページに説明がない、入居のしおりにも明記されていないというご質疑です。入居のしおりには明記しておりません。なぜなら、入居のしおりというのは入居後にお渡しする書類であるからです。また、ホームページにも記載はしていませんが、基本的には連帯保証人をつけてもらうという趣旨でご説明しております。相談があれば、状況によって免除することもございます。次の入居者の抽せん会についてです。指定管理者から市役所の会議室を利用したいという申し出があるかということですが、申し出はありませんでした。抽せん会のときに市職員が現地へ赴いたかというご質疑ですが、当日建築住宅課職員が現地へ行って指導しております。また、市建築住宅課で市営住宅受付窓口を担当していた嘱託職員が雇用されておりますので、業務に支障がないと思っております。

業務の引き継ぎが不十分だったのではないかというご質疑ですが、常に情報を共有しております。適宜指導、監督しておりますので、引き継ぎは十分であったと思っております。

次に、新町団地のご質疑です。1階の車椅子利用の部屋が現在5戸ありまして、空き室は何戸あるかというご質疑です。空き室につきましては4戸ございます。この住宅について宣伝しているかということなのですが、特に宣伝はしていません。車椅子の利用者が来たときに、説明しているところです。

また、新町団地は役割を終えているのではないかというご質疑です。新町団地は、特定目的住宅のため、一般入居者は基本的には入居することができませんけれども、車椅子利用者のためにあの住宅は継続していきたいと思っております。また、新町団地は、ほかの団地と異なりまして出入り口が引き戸となっております。また、ベランダからも入ることができますので、その辺はメリットがあると思っております。

次に、長寿命化計画についてです。どのように市民に周知したかというご質疑

横田係長

です。長寿命化計画につきましては、ホームページで2月にパブリックコメントでお示ししております。市民に配付したかということですが、こういったマスタープランにつきましては、市のほかのマスタープランと同様に図書館等で閲覧できるようにしておりますので、戸別配布は考えておりません。緑町団地5号棟の入札結果に対してなのですが、ご質疑にあったように1戸の平均は、若干値段は違いますが、5号棟で1,771万円、2号棟は1棟6戸で約1,786万円となっております。この中に入っている費用といたしましては、外構工事、駐車場に係った整備費用も含まれた額となっております。これは、建築工事の中で一体で発注しておりますので、その中に駐車場と外構整備費用が含まれております。土地代ですが、緑町団地につきましては旧団地が昭和38年に建設されていて、そこでの現地建てかえのため、今回の建てかえに伴って新たに用地を取得したわけではありませぬので、土地の取得費用はかかっておりませぬ。また、解体費ですが、当然建てるに当たって、古く建っていた平家住宅を壊していますが、これは5号棟の場所であれば4棟16戸の平家が建っていて、2号棟については2棟8戸の平家が建っておりますので、この金額をそれぞれの戸数で割るとなれば確かに費用として発生しますが、これを新たに建った1戸当たりという計算をするのはちょっと適切かどうかというところはございます。ただ、解体につきましては28年度、建設の前の年に解体をしているものですが、参考までに2号棟で壊した2棟8戸につきましては459万円、5号棟の建っていたところで壊した4棟16戸については888万8,400円という費用がかかっております。そのように考えると、ここで1戸当たり2,000万円程度かというお話ですが、土地の費用はもともとあった土地に対する建てかえですし、解体につきましては今言ったように1戸当たりという計算がなかなか難しいと考えると、費用としてはおおよそここで言われた1,770万円程度が木造にかかった1戸当たりのというふうに考えていただいてもいいのかなと思います。ただ、確かに1戸当たりということで比較することはよくすることなのですが、1戸当たりの面積がそれぞれ違うので、この差は何だというときに大きく面積が係ってくるので、安い、高いは、やはり規模も違いますので、そういうところの差が若干出てくるのかなと考えております。

三吉課長補佐

もう一点、おそらくこれは東町団地という意味だと思うのですが、5階建ての鉄筋と比べてどのようにということなのですが、東町団地については30年度に実際に工事を発注した物件で、29年度については同時期の価格で比較する対象はございません。ただ、議会でも一度答弁をさせていただいていると思うのですが、仮に同年度でやった場合には10パーセントから十数パーセントぐらい木造のほうが安く、RCのほうが高いという試算でおります。

冬の3回以上の屋根の雪おろし等についてというご質疑です。屋根の雪をおろす回数については、随時としているところです。また、代行負担金につきましては、市がやっていた当時の経費をそのまま積んでおります。

2点目の困窮者が入れないということで、市税滞納があった場合はどうなのかという問題です。市の全体の要綱として、滞納がある市民につきましてはサービスを制限しているところで、公営住宅もこれに倣っているところです。また、国からの通知はないのかというご質疑でしたけれども、国からの通知はありませんので、特に決めはありません。市の裁量となっております。

副委員長

気のない答弁が多かった。何が気がないかといったら、15中7戸、15年前に建

てた。しかも使っていない期間が長い。そして家賃を聞いたら民間アパートと比べてそんなに高くない。確かに場所は中心地から遠いかもしれないけれども、8戸入っていて7戸空き家です。それなのに、補助制度は検討していない。売却は、起債償還10年かかるから、売却すると多大な損失が出る。わからないわけではないです。10年間で3,100万円、これはもっともっとふえる可能性があるのです。建てて40年、50年の住宅が入居率が低いならともかく、15年目がこういったことになると、これは市の計画に問題があったという可能性すらあるのに、どうも気のない答弁です。何にも検討していないのですか。何か検討したことがあったら、教えてください。

連帯保証人についても、これも本当に気のない答弁です。今2人世帯で配偶者が亡くなったら、使用者が変わる。だから、連帯保証人もやりかえになるのです。私も何人か相談に来て、たまたま道営住宅だったから、道に問い合わせましたけれども、みんな知らないのです。自治会長さんも知らない。僕も余り知らなかった。こういうことは、来たら相談に応えますと言うけれども、連帯保証人は絶対要るのだと思って相談に来ているのだから、そのときにそういう相談されたら、なくてもいいのですよと言いますか。言うのならまだ気持ちもわかる。何か気分が入っていないというか、やる気があるのか、ないのか。仕事ってやる気が大事ですから、80歳超えた一人残された配偶者の方が困っている、そういう状況が多い中、もう一度答弁お願いいたします。

それと、もとの嘱託職員が雇用されているから十分だと、これは私が言った事例だけでも十分ではないわけです。それを十分だと言うのは、言葉遣いもうちょっと空気読んだ言葉遣いってないのかと思います。空き室状況なんか要するに知らせる必要ないのだということですよ、十分だったということは、もう一度きちっとした答弁を求めます。

それと、車椅子専用住宅については、6のうち1しか使っていないわけでしょう。僕の知っている範囲では、4年ぐらいつと続いている。こういうことが続いているのであれば、例えば車椅子ではないけれども、歩行が困難な方、例えば障がいであれば1級とか、制限をかけることは法令や制度的に無理なのか、可能なのかについて。

それと、ダイジェスト版について、パブコメで知ったから、こういったものはそれでいいのだという答弁。けれども、ここの中にはいつ、どの団地をどういうふうにとこの何を直すか、いつ建てかえするかというのがはっきり書いている。こういう情報は、入居している方が欲しい情報です。パブコメでは情報不足だと思いますので、もう一度伺います。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:13

再 開 11:20

委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

三吉課長補佐

まず、連帯保証人についてご説明いたします。条例では求めるということを基本としていますが、相談があれば保証人なしでも受け付けております。また、連帯保証人のあり方につきましては、今後民法の見直しがあるところですので、それに向けて考えているところです。

それと、もとの職員がいるということで私が十分だということで言葉遣いを間違っておりましたので、ご説明いたします。市で入居募集、空き待ち登録会を

やっていたときは、空き室の情報については提供しておりません。また、指定管理者が募集しているところでは、1回目につきましては市の職員が行ってちゃんと監督していますし、その前にも事前に綿密にしっかり打ち合わせしておりますので、それなりの対応ができていたかと思えますけれども、反省すべき点がありましたら、今後指定管理者に指導していきたいと思っております。

横田係長

見晴団地、特公賃の必要性というか、無駄でないかという質疑ですけれども、まず家賃補助を検討したらということなのですが、そもそもこの家賃の中には国からの補助も含めた家賃設定になっているので、新たに家賃補助をするという二重設定はできないことになっております。それで、この施設が無駄ではないかということもありましたが、もともと特定公共賃貸住宅というのは公営住宅と少し性格の違うもので、公営住宅というのは住宅困窮している低所得者に住宅を提供するという大きな役割がありますが、特公賃と言われるものは中堅世帯に対する供給を目的としていて、入れる方々の所得水準も違ってきます。この当時に特公賃を建設することで計画を立てたのですが、滝川市内においてはこの後民間のアパートが、どんどん入ってきている状況で、主に中堅世帯と言われる所得を持っている方の賃貸アパートは市内的にも十分供給が行き届いている状況であると分析しております。そういうこともありまして、特公賃のほうが今入居が少ない状況になっておりますが、一方でこの空き室につきましては、例えば公営住宅に入っていて収入超過をしたような方で公営住宅から出ていかなければいけないような方々には、まだ特公賃があいておりますので、いきなり民間へ出ていってくださということではなくて、特公賃への住みかえもご紹介しながらという形で活用している部屋と考えております。また補助金の償還期間等も終わっていないということもありますが、これからも特公賃の空き室を有効に利用できるようなと考えていきたいと思っております。

橋本主任主事

新町団地の1階部分、車椅子の使用者用の住宅、もう役割を終えているのではないかというお話だったのですが、実際の事例としましても、例えば車椅子で、どういったお部屋があるのかと聞かれたときに、私たちとしては当然新町団地の1階部分がそういう住宅ですとお答えいたします。ただ、清水委員おっしゃっていたように、バリアフリーが進んでいるので、先ほど私も別のご質疑でお答えしたように、今は二極化が進んでいる状況です。バリアフリーで新しいところとちょっと古い新町団地と比較したときに、やっぱり入居者としてはまずは新しい団地、バリアフリーの団地に行ってみようかなという方が多いというのが実情です。ですが、新しい団地については当然特定目的住宅ではございませんので、一般の入居者と競合する場合があります。くじ引きですとか、順番待ちになったときに、車椅子の方を優先に新しい住宅に入れるようにはなっておりませんので、もしそこに漏れたときの受け皿としてやはり新町団地の1階部分はどうしても必要かと考えております。新町団地1階については、ベランダにスロープがついていたり、スーパーなどが一番近くにあり利便性という面においては、車椅子利用者のためには、一定数は確保しておかなければならないと考えておまして、確かにあきは多く、あき期間も長く続いておりますが、まだまだ役割としては十分に必要かなというのが考え方です。

横田係長

最後に、長寿命化計画について、現在パブリックコメントが終了して素案段階のものを、建築住宅課のホームページで掲載を続けているところですが、この計画は10年間の計画を立てたのですが、ここに載せている計画の全ては社会資

本整備総合交付金の交付金を充てにして事業を起こすという計画を立てております。社会資本整備総合交付金の状況が年々わからない状況になってきているのも事実です。市としてはできる限りこの計画に沿った形で改修工事等を行っていきたくと思いますが、どのようにこれから進むかということも年々予算等の中で判断しながらやっていかなければならないという厳しい状況であります。入居者への配付とおっしゃっていましたが、入居者も都度入れかわる状況でありますので、一番目につくホームページ、または図書館で今この製本自体を置いております。こちらをご確認していただきたいと思っております。

委員長
田村

ほかに質疑ございますか。

それでは、敷金のことについて。敷金の返済基準はどんなふうになっているのか。それと、さっき補修の問題もあったけれども、敷金から補修を差し引いて返済をするのか。115件あったうちの全額返済はどれくらいあるか。

それと、希望者の少ない場所で空き室の多いところ、それは立地的に余りよくないということだから、入りたい人はやっぱりいい場所に入ろうとするので、遠いところ、これからあくようなところ、例えば有明だとか、見晴だとか、これからあいていきます。そういうところは、街なか例えば一の坂団地を建てかえるとか、もっとコンパクトシティ化していくことが大事だと思うので、今後指定管理でうちから入っていないところ、入居者の少ないところ、そういうところは除外するなり、あるいは入ってなくても修理だけするとか、そういうこともあると思うので、再見直しが必要だと思うのです。そのことについてどのように考えているか。

また、ここ数年の間に公住内での死亡者はいるのか、死亡して何日かたって気がついたとか、あるいは自殺者がいたとか、そういうことは次に入る方に告知されているのか。

それと、保証人の見直しですけれども、これは今変わりつつあるが、それは公住だけには至らない。そういう法改正があった場合は民間にも波及してくる。だから、そういうことを考えた場合に、簡単には見直しになっていかないなど実は思っています。

それと、建物の保険、これは指定管理者が入っているのか、設置者が入っているのか。それと、入居されている方の借家人賠償保険、これは入居者全員が入っているのか、あるいは入らなくてもいいのか。もし入っている方もいる、入っていない方もいるというのなら、そのパーセントを伺います。

委員長

空き家等立地の場所という関連で、これからの需要の見込み的な部分の質疑と捉えてよいか。

田村

今言ったのは、これからあいていくだろうと予測される場所です。例えば、東栄団地を一つだけ残すけれども、一つは要らないとか。今あるものを全部改修、補修するのではなくて、見直して建築するべきです。それと、さっき言われていたように民間アパートがすごく多い。僕は、どっちかといったら民間アパートを推奨したほうがいい。公住の場合は固定資産税はないが、民間アパートの場合は固定資産税が入る。そうした場合に財政的にも変わってくる。そういうことを考えた場合、民間アパートを圧迫するのではなくて、公住と民間アパートの割合を見ながら、果たして入居者がどれだけいるのか、抽せんといったら、こんなにあいている。アパート管理の入居率はせいぜい85パーセントぐらいはないと、それから100パーセントを目指していく。そういうことは非常に大事だ

と思う。そういうことを考えた場合、古いところは、あいたら改修しないで、いずれは壊すという施策も大事だと思うがどうですか。

田上事務主任

それでは、私のほうから公営住宅の死亡者について、ご説明したいと思います。昨年の実績ですけれども、お亡くなりになっているということで確認している方は4件ございました。その住戸のほうに次に入居される方には、必ず説明と告知をしております。了解をいただいた方のみ入居という形になります。続いて、敷金のことでございますけれども、基本的にお部屋の補修については、ご自身で補修箇所については直していただいて退去というのが基本ですけれども、それ以外で賠償が出たという場合の件数については今手持ち資料がございませんので、申し上げられませんが、基本的には皆様直していただいての退去になりますので、ほとんどそのまま返金することが多いです。

橋本主任主事

連帯保証人につきまして、民法の連帯保証の部分の改正によって市営住宅側もそれに合わせた条例改正等々を進めていかなければならない。あわせて、先ほど清水委員からお話があったように、連帯保証人がそもそも見つけられないという方に対しても今後何らかの体制をとっておかなければいけないことでありまして、今は既に連帯保証人を免除しての入居もございますが、今あくまで検討段階ではございますが、例えば民間の連帯保証会社をどこまで認めるか、人的担保、連帯保証人をつける場合は、例えば今債務負う額としては青天井となっているものを極度額を設定して、例えば幾らまで、もしくは家賃の何カ月分までという形でうたうなど、そういった形で今後連帯保証人に関してはあり方を含めて検討していきたいと考えております。

あと、指定管理者、市、そして入居者のそれぞれの保険についてなのですが、指定管理者も市も保険に入っております。指定管理者には具体的にどういう保険に入りなさいという指示は特になくて、指定管理業務を行っていく中で何か事件、事故、もしくは何か責任が問われたときにそれらを補い切れるような保険に加入してくださいという形で指示、指導しているところです。一方、市のほうでも当然従来も、指定管理前も指定管理後も市有物件共済会等々の火災保険にも入っております。あと、入居者に関してですが、入居者には保険加入の義務はなかなか義務づけられない部分がございます。低所得者ということが前提で入居される方たちですから、お金がかかる保険に強制加入というのは現状難しいところではございますが、入居のしおりやパンフレット等で有事の際に備えてこういった保険に入っているかということをお勧めしているような状況です。その結果、入居者でどれぐらい保険加入者がいるかは残念ながら把握し切れない部分ではありますが、入っている人、入っていない人がいるというような状況です。

横田係長

空き家に対する補修の工夫をしたほうがいいのかというようなことも1点あったと思いますが、基本的に建てかえが決まったり、計画の中で出てきた段階で、時期はさまざまなのですが、3年前ぐらいから建てかえに対する団地説明会等を行います。そのときぐらいから今後出ていったものについては政策空き家という形で補修をしないというふうにしながら管理しておりますが、それ以外につきましては基本的には今後まだ使う計画で、退去に伴っての必要な補修はしていかなければならないと思っております。

三吉課長補佐

コンパクト化が必要、民間アパートについての経営圧迫についてのご質疑です。現在市では緑町団地、東町団地、東団地の集約をしまして、順次団地のコ

ンパクト化をしています。次に江部乙、東滝川もやっていくところです。また、市の人口も減っておりますし、世帯数も減っていることから、市営住宅数も徐々に減らしていくところですので、民間アパートを圧迫しないようにということで考えています。

田 村 入居者が出るときに補修をして出る。それは100パーセント直っているのか、あるいは出たら直す。荷物があって改修なんていうのは難しいのだから、引っ越した後で果たして100パーセント直して出ているのか。その壊れ方によっては、敷金を返す時期、出るときに返しているのか、確認をして、直っていないから保留としておくのか、その点どうなっているのか。次に保険のこと、設置者が火災保険に入っている。指定管理者は別の保険と言われたのだが、別の保険ってどんな保険ですか。

それと、死亡者がいる4件の中で、現在その4件は入っているのか、それともあいたままなのか。

田上事務主任 私のほうから敷金のことについてご説明いたします。

まず、敷金の返金ですが、補修はまず物が全て移動されて、物が無い状態で入居者と確認者ということで立ち会いを行います。その時点で補修するべきところがないかの確認を行いまして、ないことの確認を行った上、それが終了した後に敷金の返金という形になっております。退去後に追加という形で入居者の知らないところで後から追加請求ということは一切ございません。

続きまして、死亡者の4件ですが、空き住戸については随時変わってくるのですが、実際に亡くなったということをご説明して、それで入居された例はございますので、去年の全部が埋まったかは把握していませんが、ご説明して、実際に入居していることはございます。

橋本主任主事 指定管理者側で加入している保険についてですが、先ほどもちょっとお話したとおり、基本的にこちらからこういう保険に必ず入りなさい、保険額幾ら以上のものに入りなさいという定めはありませんが、今の指定管理者のほうで加入しているのは、何かあったとき、誰かにけがをさせた、管理の不備で建物に損害を与えたというようなときに対応できる保険ということで、分類するのであれば損害賠償保険になると考えております。

委員 長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

委員 長 ないようですので、質疑の留保もなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長 そのように確認いたします。

以上で認定第3号の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:43

再 開 11:45

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

認定第7号 平成29年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

委員 長 認定第7号 平成29年度滝川市下水道事業会計決算の認定について説明を求めます。

山崎部長 (認定第7号を説明する。)

加地課長 (認定第7号を説明する。)

委員長

それでは、ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。休憩いたします。

休 憩 12:03

再 開 12:59

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

副委員長

説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。質疑ございますか。通告をしておりますので、19ページから、歳出のところ公共下水道事業費の税込みの欄で、12億6,995万円余の内訳についてお伺いします。①雨水関係費用の総額、②汚水関係の総額、③どちらにも関係するものの総額を伺います。

2点目、雨水関係費用の内訳について、20ページの7目減価償却費分は28年度は1億6,780万円余でしたが、29年度は7億8,300万円余のうち雨水分は幾らか。

3点目、営業費用の1目管渠費、5目総係費、8目資産減耗費では雨水関係はゼロなのか、それとも入っているのか。4点目は、営業外費用のうち、支払利息及び企業債諸費1億4,500万円余のうち雨水費用分は幾らか。5点目、営業外費用のうち、2目繰延勘定償却364万円のうち雨水分は幾らか。通告で消費税のことを書いておりますが、これはあったとしてもプライマイゼロになるものだから、これについては聞きません。6点目は、3款の特別損失1,189万円余のうち、不納欠損の779万円余以外の損失内容と、雨水分が含まれているかをお伺いいたします。

大きな2つ目で、下水道事業収益は13億7,250万円余、これから長期前受け金戻入3億600万円余を除くと10億4,080万円余、このうち下水道使用料は7億9,470万円余、これに対して他会計負担金2億1,300万円余と他会計補助金981万1,000円の合計が2億2,310万円、それ以外は2億2,294万円余となります。他会計負担金については、これは決算書に雨水処理負担金と書いていますので、2億1,300万円余については全額が雨水関係だということがわかりますが、それ以外の2,294万円について汚水分と雨水分がどのようにになっているのかをお伺いします。

大きな3つ目ですが、2つの質疑の答弁で大体わかることですが、以上から1点目の①雨水関係の収入と支出はそれぞれ幾らか。②その差額は幾らか。

2点目、同様に汚水関係の収入と支出は幾らか、また差額は幾らを伺います。

大きな4つ目、決算書16ページ維持管理業務、マンホール等補修工事など14件が行われておりますが、このうち雨水関係が入っているものはどれかをお伺いいたします。

水田係長

まず初めに、①雨水関係の費用の総額、②汚水関係の総額、③どちらにも関係するものの総額は幾らかということでございます。6月議会でもご説明しましたが、滝川市のルールでは雨水分の資本費分を見ていることになり、目ごとに行っていません。収益的収支の全体で考えておりますが、仮に分けた場合で説明をいたします。税込みでとの質疑ですが、損益は税抜きでの考え方になりますので、税抜きでお答えいたします。①の金額は2億1,424万1,000円、②7億546万8,000円、③どちらにも関係があるものがあるとするれば、汚水関係の費用のうち、汚水の維持管理分として2億8,050万8,000円となります。

2点目、雨水に係る減価償却費の29年度分の額というご質疑です。こちらは1億6,818万3,000円になります。3点目、営業費用のほかの目である費用ですが、明らかに雨水分の費用と判明しているものとして、管渠費でいえば131万5,000円、資産減耗費で8万4,000円、総係費はありません。4点目、雨水分の利息は

幾らかということで、こちらは4,385万9,000円です。5点目、営業外費用のうち、繰延勘定の分の雨水分は幾らかということですが、こちらはありません。

6点目、特別損失分についても雨水分はございません。

大きな2つ目ですが、他会計負担金の金額と他会計補助金の金額で雨水、汚水の関係ということでございますけれども、他会計負担金については2億1,328万9,000円が雨水分、他会計補助金981万1,000円分については汚水分になります。

3つ目として、雨水の関係の収入と支出について、収入に関しては2億1,328万9,000円、支出は、ことは今までなかった雨水費用が出てきましたので、2億1,424万1,000円、差し引きマイナス95万2,000円となっております。同様に汚水関係の収入と支出でございますけれども、収入に関しては7億3,591万5,000円、支出7億546万8,000円、差し引き3,444万7,000円でございます。

二本柳係長

16ページに記載の維持管理業務のうち、雨水関係についてご説明します。

14件のうち2件が雨水関係です。内訳は、16ページの表の上から2段目、公共下水道マンホール等補修工事（その2）で、国道12号整備にかかわる雨水管移設工事で、管径800ミリ、延長8メートル、請負工事金額112万3,200円のうち、雨水にかかわる工事費は63万8,800円です。それから、上から6段目、下水道管渠テレビカメラ調査業務で、調査延長、Lイコール1,434メートルのうち、雨水にかかわる延長285メートル、請負金額340万2,000円のうち、雨水にかかわる業務費は67万6,130円になります。ご質疑の維持管理業務のうち、雨水にかかわる合計金額は131万4,930円になります。

副委員長

できるだけ下水道使用料は雨水に使わないという大原則、これについてどうなっているかということを確認するための質疑でした。汚水関係の収入と支出は幾らかと、この差額は幾らかということで、下水道使用料金のほうが汚水関係の費用よりも3,400万円余、支出よりも使用料収入のほうが多いという答弁だったと受け取ったのですが、そこを確認をしたいと思います。

水田係長

汚水の収入のほうが支出より多かったということでございます。

副委員長

これは、2定の条例質疑で28年度決算は1,800万円余が下水道使用料が污水处理費よりも上回った、29年度は3,400万円を超えたということで、下水道使用料は汚水関係処理以外には使わないという原則からいうと、この差額である3,400万円余を何に使っているかということになるわけですが、それについて伺います。

水田係長

これについては、純利益の一部でございます。将来の更新費用、下水道管の耐用年数が50年と言われ、これがどんどん耐用年数を迎えて更新工事しなければなりません。その分の工事費に充てていくものになります。

副委員長

ということは、これは将来的な整備、当然雨水も含まれるわけですから、汚水と雨水の比率がもしわかれば、減価償却費の割合で単年度でいえば雨水と汚水の比率とかが出せると思うのだけれども、それは毎年違うわけで、しかし例えば7・3だとか、あるいは6・4だとかというようなことで当然雨水にも使われる。今の3,400万円余は将来雨水にも使われるということで確認してよろしいですか。

水田係長

将来的にどれだけの整備費用がかかるかということは今現在まだ出しておりませんが、これについては汚水、雨水の費用として雨水分を含めて整備の費用としてなっていくものでございます。

副委員長

下水道使用料は雨水処理に使ってよいのかという原則をどのように考えているか伺います。

加地課長 基本的な概念ということですがけれども、雨水公費、汚水私費という形で原則がうたわれておりますので、清水委員のおっしゃるとおり、汚水部分についての使用料については雨水に回すべきではないという話があり、原則としての捉え方としてはそのような考え方になると思います。先ほどの質疑の中でもありましたけれども、実質今回の部分の話でいきますと、雨水の部分については差額として95万2,000円、この分について結局雨水で賄われていない、汚水の部分から賄われているというような細かな数字的な部分でいけばそういう形にはなっておりますが、基本会計的な原則の中で下水道会計としてのトータルとして見たときには、当然に資金がショートするわけにはいきませんので、ある程度金額の中の誤差の中で調整する部分は出てきます。けれども、原則論ということで問われれば、先ほどの考え方に基ついて大原則となります。しかしながら、1円まで合わせないといけないのか、確実にそこを使つてはいけないというような決まりがあるかということ、そういうような物の考えはないと認識をしております。

水田係長 先ほどの回答で訂正します。
純利益が出たものについては、雨水分には使わず、汚水分だけということになります。汚水分だけの費用として汚水分にしか使いません。

副委員長 今汚水分しか使わないと言われましたよね。今回でいえば3,440万円、これは将来汚水分にしか使わないという答弁ですか。

加地課長 錯綜しておりますけれども、先ほどから3,400万円というような話がありますが、差額としていきますと3,044万7,000円という形で正確な数字となります。先ほど水田係長から訂正をさせていただいておりますけれども、純利益の部分については、汚水分の更新費用ということでの取り扱いであります。雨水分については、一般会計の部分からの繰り入れという形で対応を図っているのが原則の取り扱いになっております。

副委員長 余り深くいくとこれは会計の中身の問題に深く入っていくことになるので、決算としては私はこの程度にしたいと思うのですが、最後に1つ。今の答弁はまたさらに疑問が深まります。つまり内部留保になってしまったら、色はついていないですね。色をつけているのですか。この分は汚水、下水道使用料のほうが多くて剰余金になった分だというのは、何かその分だけ分けて、内部留保の中でこれは幾らだというふうに分けて、これは汚水分として使う。つまり汚水分として使うということは、収益的収支の汚水分に逆に入れないとだめでしょう。資本的収支は収入が決まってしまうわけだから、足りない分といったら、雨水も汚水も資本的収支の足りない分の雨水分で幾ら足りない、汚水分も幾ら足りないということで内部留保もそうやって分けて補填しているということであれば、今の答弁は成り立つのだけれども、色がつかなくなるのではないですか、それとも色をつけ続けるのですか。

加地課長 私の説明が悪いのか、純利益の部分で積み上げ、内部留保的な部分は色分けをしているのかということですがけれども、これまでもお答えしているとおり、内部留保の部分について色分けはしておりません。汚水分に使うということです。雨水分には回らないということです。雨水分については、工事等が発生した場合については地方債を借りたり、そういった部分はそれぞれの償還金に対して一般会計から繰り入れが出てきます。あくまでも内部留保から雨水分の工事が発生したところにお金をつぎ込んでいくというような更新はないということで

私は説明したつもりです。それからいくと、今清水委員のおっしゃるとおり、内部留保された金額について、これは雨水分で上がった分でしょう、これは汚水分で上がった分だからということで色を分けてその金額を持っているかというようなことですが、そういうような色分けはありません。

委員長
井上

ほかに質疑ございますか。

総括的なことで聞きますけれども、下水道事業会計は細かく安定的な経営をされているということで安心をしている。監査意見書の3ページの下から11のところ全体に経営成績の指標のことが書いてあります。経営成績の指標である特別損益を除く経常的な収支を示す経常収支比率、これは一般会計でもこの比率が問題になるのですが、経常収支比率が104.9パーセントと単年度黒字であったものの、営業費用が営業収益で賄われているかを示す営業収支比率が89.4パーセントと昨年度と比べて減少し、100パーセントを下回っている状態が続いていると述べられている。営業費用が営業収益で賄われているかどうかというのが89.4パーセントだから、この数字というものが実際経営指標として見た場合にいい状態なのか、悪い状態なのか、全道的にどういうところに滝川があるのか、近隣市町村と比べてどうなのか、そのことに対して部としてはどう捉えているかをお願いします。

委員長

井上委員、決算書の48、49ページでいえば営業収支比率で、89.4パーセントと出ています。

井上

それはわかっているが、この89.4パーセント、この数字は下水道会計を見る場合にどう評価されるものなのか。これは限りなく100に近づけるように何らかの方法をやるのか、その手だてを考えているのか、その辺の考え方を1点だけお願いします。数字はいろいろ書いてあるからわかるけれども、それをどう評価するのは我々わからないから。

水田係長

管内と比較したことはないのですが、一概には言えないのですが、平成26年に会計の制度の見直しがありまして、営業外収益において長期前受け金戻入という新しい項目が追加されました。それに伴い、営業収支比率というのは落ちていきます。実際にどう見たらいいのかと申しますと、経常収支比率で100パーセントを上回っていれば基本的に黒字になりますので、その辺を重視して見ていただければという指標になります。

井上

そうしたら、担当課では、営業収支比率を限りなく100パーセントに近づける努力をすると考えているということか。

水田係長

この数値を改善するには、費用を落として使用料収入を上げるしかございませんので、そうすると100パーセントに近づいていくということで考えていただければと思います。

加地課長

若干同じことの繰り返しになってしまうのですが、決算書の48、49ページに算出基礎の計算を掲載しております。今水田係長が言った部分でいきますと、営業収益と営業費用の関係の部分になってきます。当然に収益の部分は使用料等々の部分になりますが、そこは年々落ちてきている。しかしながらそれに対して営業費用を維持していく形になると分母が大きくなりますから、どんどんと100パーセントを下回っていくという話になります。ではどうしていくのかということになると、営業費用を下げっていく努力を内部的にしていけないといけなくてバランスをとっている。100パーセントに近づいていく、分母を下げっていく努力をするしかない状態になります。これを収益の部分を上

げることになると、使用料を上げますかというような話に今度なっていくという現象があります。今回6月、皆さんにご承認いただきましたけれども、料金を上げるということだけでなく、料金の仕組み部分を変えることによって全体総額は維持しつつこの率を上げていく。費用をなるべく抑えていく努力をしていきたいというのが我々としての考え方でご理解いただきたいと思います。

井 上

一般会計と連動することもあるのかもしれませんが、財政健全化の指数が今回議会で報告されました。この下水道事業会計についてはそういう指標とか、例えばこれが60まできたら、イエローカードが出るとか、そういう指標はないのですか。

加地課長

先ほど私が説明した中で、今回のこの経営指標の部分について話しましたがけれども、国の総務省等についても同じような形で統計的な資料を報告をしていく形になっています。それに基づいてそれぞれの企業会計の中でその数値のあり方を見ていくような認識になると思います。ですので、全国の下水道事業関係の企業会計等を実施しているところについては、こういった形での指標に基づいて分析をする。分析の中身はというと、49ページに何パーセントに近づけばいい、これは高いほうがいい、低いほうがいいというような見方をしていくということしかありません。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

ないようですので、質疑の留保もなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長

そのように確認します。

以上で認定第7号の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:34

再 開 13:35

委員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

認定第6号 平成29年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員 長

認定第6号 平成29年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

山崎部長

(認定第6号を説明する。)

加地課長

(認定第6号を説明する。)

委員 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

水 口

先ほど説明にもありました社会資本整備総合交付金、多分予算を組む上で大体どれぐらいの歳入が確保できるかというようなことがあったと思うのですが、まず1点は社会資本整備総合交付金をどれだけ求めて、そして結果として幾らか。これはここに補助事業分があるので、この金額かなとは思いますが、幾らかというところが1点。

それと、29年度でのこの事業全体の進捗率というのでしょうか、大体のところをお聞かせいただきたいと思います。

高橋主査

繰り越したものもありますが、29年度ベースということでお答えさせていただきます。

29年度は6,100万円要望しております。そのうち事業費として2,040万円について、交付金としては1,224万円つきました。査定率は33パーセントとなっております。ただし、都市計画としては、区画、西2号通、鈴蘭通と、その3本をあわせて要求しております。ですので、区画のみに関しては5,000万円になっており、査定率としては33パーセントです。

それと、2番目の事業の進捗率ということですが、29年度まで、事業費レベルでお話しさせていただきます。3億9,000万円に対して1億2,000万円ほどですので、約3割、30パーセントで考えていただければと思います。

水 口

申請に対してそれが満額配当にならないとか、配分にならないという中で、いろいろと工面をしながら当該年度の事業費を確保していく状況。現在3億9,000万円という総事業費に対して1億2,000万円という答弁ですが、なかなか満額配分にならない状況の中でも3億9,000万円が変わらずに今まで29年度までは進捗していると考えていいかを質疑いたします。

高橋主査

あくまでも29年度までですけれども、3億9,000万円の金額は変わっておりません。

委員長
副委員長

ほかに質疑ございますか。

1点目、年度の調定額は9,586万円余ですが、当初計画に比べ完成までの時間も費用も増大していると思われま。区画整理事業の全費用はどれだけの見込みになったか。当初計画は3億9,000万円でしたが、変更後の金額についてと通告しましたが、今の答弁で費用は3億9,000万円ということで、見込みも変わっていないという答弁でしたが、今まで4億幾らという数字が出ていたような気がするのです。それは私の思い違いか、確認をさせてください。

2点目、①歳出の397ページ、下水道管新設工事1,013万円余は開発行為なので、下水道事業会計外と思うが、この地域は将来的に管径を大きくしなければならぬ地域だが、管径は大きいものにしたか。

②事業敷地内には河川があり、そこに盛り土をして道路と宅地として利用される。工事内容は地震で液状化しないよう十二分な施工がされなければ、風評被害で区画や販売への影響も考えられる。設計、施工は十二分にされているか。

③2020年度以降の開通におくれています。開通時に北電柱が設置される協議は進んだか。また、完成時に防犯灯は設置される見込みはあるのか。

④泉町土地区画整理事業の目的は減歩で費用を補いつつ、環状線である西2号通を整備改善し、土地の区画を整え、宅地、事業用地として利用促進することだと思います。区画内に事業所や住居が新築されるように区画整理完成後の予想図などを広報活動をしているか伺います。

遠藤主査

下水道の管径のことについてですが、西2号通の下水道管新設工事1,013万400円につきましては污水管の新設に係る工事請負費ということになります。污水管の断面決定につきましては全市的に同じ考え方に基ついて行われておりまして、管径の受け持つ面積に原単位を乗じ、管径及び勾配を決定している状況です。雨水管につきましても、参考までですが、同様に管径の受け持つ面積に計画降雨量を乗じて管径及び勾配を決定しております。よって、将来的に管径を変更するという事は基本的にはないと考えております。

2点目の②、盛り土は大丈夫かというようなご質疑ですが、現地につきましては地質調査を行っております。表層部に若干の軟弱地盤が確認されましたが、それにより土の置きかえや地盤改良等の必要はないという結果になっておりま

して、現在のところ通常の整地及び転圧の施工で問題ないという判断をしております。

最後の事業用地の利用促進でございますが、当事業につきましては滝川環状軸である西2号通の整備を主眼に置いておりまして、その整備について地区画整備事業という手法を用いて行っておりますので、道路整備後の土地につきましては利便性が向上するため、地権者の方々には積極的な活用を図っていただきたいと考えております。なお、保留地につきましては、早期の売却に向けて努力していきたいと考えております。

高橋主査

1点目の質疑です。当初の計画では平成30年度終了ということで考えておりましたが、先般の経済建設常任委員会でも申し上げたとおり、平成33年度まで期間延伸したいという考えでございます。その上で、事業費等の見込みでございますが、区画整理事業の当初計画はあくまでも3億9,000万円でありました。ただ、30年度以降事業を進めていく上で、あくまでも予定になります。平成33年度までについては事業費は約3億3,000万円弱を見込んでおります。先ほど4億円というお話もあったのですが、それは関連事業の一般会計の西2号通の関係で、それを足せば、当初4億円以上のお話をしていたと思いますが、西2号通は今回は含まれていません。あくまでも区画整理事業の特会の会計ということでご理解いただきたいと思っております。

電柱の関係ですけれども、北電さんとは、事務担当レベルであります。事業の延伸の方向性を伝えております。事業の延伸については、現在北海道、国と協議している段階でありまして、国、道の了解はまだ得ていない状況です。ただ、事業の延伸が正式に決まり次第、北電さんに情報提供しながら、どのようなことができるのか話し合えればと考えています。そのため、完成時点での状況については現在見込みがあるかどうかははっきりとお答えすることはできませんので、ご理解いただきたいと思っております。

委員 長
山 本

ほかに質疑ございますか。

区画整理で今いろんな土地が形よくなっているのですが、そこを利用するための問い合わせ等があったかお伺いします。

高橋主査

昨年も問い合わせ等はございます。ことしも、覚えている限りですけれども、旭川市の不動産屋が話を聞きに来たりなどの事例があります。

委員 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

ないようですので、質疑の留保もなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長

そのように確認いたします。

以上で認定第6号の質疑を終結いたします。

本日まで2日間質疑を行ってききましたが、市長に対する総括質疑はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員 長

確認いたしましたので、以上で全ての質疑を終結いたします。

これより休憩に入りますが、休憩中に書類審査をしていただきたいと思います。再開は午後2時20分といたします。暫時休憩いたします。

休 憩 13:52

再 開 14:19

委員 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

書類審査

委員 長 休憩中に書類審査をしていただきましたが、これに対する質疑はございますか。
(なしの声あり)

委員 長 書類審査の質疑を終結いたします。

討論

委員 長 これより討論に入ります。

討論の順番につきましては、委員会の初日に決定しているとおり、会派清新、会派みどり、新政会、公明党、日本共産党の順となります。

最初に、会派清新、荒木委員。

荒 木 私は、会派清新を代表いたしまして、第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から第8号までの特別会計並びに公営企業会計7件につきまして認定を可とする立場で討論いたします。

初めに、超高齢化、人口減少ほか、社会情勢が大きく変化する中で、それぞれの事業の存続や会計維持に努力をされております市理事者並びに職員の皆様に心から敬意を表します。以下3点について意見を述べます。

特別会計や公営企業会計の多くは、税、保険料、使用料、利用料を含むいわゆる受益者負担により支えられている重要な側面があると考えますが、平成29年度決算資料と説明により、担当職員の皆様の徴収に関する極めて高い意識が伝わります。未収金に関しては、さまざまな個別の案件事情など、簡単には処理しがたい課題があることも強く認識しておりますが、市民の公平性の観点から、引き続きさらなる努力をお願いするところです。

2点目は、公営住宅事業特別会計についてです。公営住宅の指定管理導入の初年度であることから、想定を超える事態もあったのではないかと察するところです。導入に際してトータルでのコストダウン、修繕の迅速化、訪問による生活状況の確認が成果として確認できました。個別の案件も含めてさまざまな課題が多いことと認識をいたしますが、指定管理化に賛成をした立場として私たちも情報収集と課題改善に向けた協力、努力を続けていきたいと考えております。

3点目は、病院事業会計について述べます。医業収益と医業費用の関係での質疑において、医療材料の共同購入によるスケールメリット、電力の切りかえ、LEDの導入、委託料の見直し、医療機器メンテナンスのスポット化など、費用の縮減に向けた姿勢と具体的な方策について解明できたことはよかったと考えます。現在滝川市立病院が置かれている厳しい経営状況に関しては、病院事業運営会議での毎月の報告とそれに付随する各所属長からの説明などにより全職員に周知される仕組みはあるものの、職員間の危機意識には大きな差があるのではないかと感じる部分もあり、今後起こり得る可能性のある難題に対処するためのガバナンス維持に向けて別なアプローチを検討していただきたい。

以上、討論といたします。

委員 長 次に、会派みどり、小野委員。

小 野 それでは、会派みどりを代表し、第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から第8号の平成29年度特別会計5件、企業会計2件、全てを可として、若干の意見を付して討論といたします。

初めに、厳しい財政状況の中、今後さらに人口減少が続くことが予想され、各

会計の予算執行においては市理事者、財政確保に向かう姿勢に対して敬意を表します。

国民健康保険特別会計、市民が安心して病院にかかれるよう、低所得者世帯には現状を十分に把握した中での執行に努められたい。また、国保税の公平に努め、収納率の向上、不納欠損の減少、特定健康診査の受診率向上に一層努力されたい。

公営住宅事業特別会計、計画的な建てかえを評価いたします。既存住宅においては指定管理業者と居住者との意思疎通を図り、また滞納者の徴収業務に一層努力されたい。

介護保険特別会計、高齢化が進む中、生きがい対策などの取り組みを評価いたします。利用者に対して制度のさまざまな事業に対する周知を図っていただきつつ、さらなる丁寧な説明を求めます。また、利用者の立場に立った制度の充実を図られたい。

土地区画整理事業特別会計、滝川市泉町土地区画整理事業の対応として、周辺における対策を含め事業がスムーズに進められるよう努められたい。

下水道事業会計、下水道会計の安定運営に向けて、資金の収支に十分配慮しながら計画的かつ効率的に想定される設備等更新に尽力されたい。

病院事業会計、地域の基幹病院として地域住民が安心して受診できる質の高い医療を図り、医療機器の整備充実、また安定的な経営のため、改善すべき事項を確実に病院改革プランに反映させ、健全経営を目指していただきたい。

以上で会派みどりの賛成討論とさせていただきます。

委員 長
井 上

次に、新政会、井上委員。

新政会を代表いたしまして、第2決算審査特別委員会に付託されました平成29年度決算認定第2号から第8号までの7件につきまして可とする立場で討論をいたします。

今議会において財政健全化比率及び資金不足比率、いずれの指標においても健全段階であると報告を受けたことは、市民にまず安心を与えるものであります。平成29年度は、総合計画の着実な推進を図りながら、まちの成長力を確保するために策定された滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を実行するとともに、厳しい財政状況を鑑みて策定した滝川市財政健全化計画の実行により事務事業の見直しによる効率化を図るなど、行政運営に努力された市理事者並びに職員の皆様に敬意を表します。以下、若干の意見を付して討論をいたします。

まず、公営住宅特別会計について、当市の公住の入居率は審議の中で明らかになり、全体で87パーセントと伺いました。しかし、東滝川、江部乙地域の公住についてはかなり入居率が低くなっていることが判明いたしました。例えば東滝川東栄団地では55.8パーセント、江部乙新興団地では53.6パーセント、このことは公住の問題のみならず、コミュニティの崩壊にもつながる問題でもありますので、まちづくりの視点も加え、新しい視点から住宅施策の対応を求めます。また、一の坂団地などエレベーターのない高層の住宅については、入居者の高齢化が進んでいる今日、対策が必要と考えられます。

次に、下水道事業会計についてですが、下水道事業が普及促進から維持管理へと向かっている中で、収益において人口減少により下水道使用料の減少が予想されますが、長期的な視野に立ち、計画的かつ効率的に老朽化した設備などの更新を行い、安定した経営の方針を示すため努力をされたい。

最後に、滝川市立病院事業会計についてですが、ふれあいフェスタを開催するなど意欲的に取り組まれていることには敬意を表します。平成29年3月に策定した滝川市立病院経営計画では、平成29年度からの黒字化を目指したところであるが、平成28年度と比べ3億円余りの収支改善はされたものの、黒字化には至らず、今後さらなる経営の合理化、効率化を推進し、医療機関の相互の連携強化を図るなど、医師、職員一丸となって目標達成を目指していただきたい。以上を申し上げて賛成討論といたします。

委員長
堀

次に、公明党、堀委員。

公明党を代表して、第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から第8号の全てに対して認定を可とする立場で討論いたします。

本市における財政は大変厳しい状況にあるが、その中で市理事者、職員が行財政改革に努められていることに敬意を表します。しかし、今後においては人口減少や高齢化に伴い、今日以上に厳しい財政が予想され、さらなる行財政改革は待ったなしと考えます。以下、若干の意見を付して討論といたします。

国民健康保険特別会計、収納率向上のために自宅にまで訪問して、事情を把握し、適切な対応をされていることを評価いたします。

公営住宅特別会計、高齢化社会に適応すべく、入居規約等の見直しを検討されたい。

介護保険特別会計、2025年を見据えた介護事業に努められたい。

下水道事業会計、人口、世帯減少が進むことを鑑みて、効率的な運営に努められたい。

病院事業会計、厳しい財政状況にあるが、全職員の理解のもとに改善に努められたい。

以上を申し上げ、討論といたします。

委員長
副委員長

最後に、日本共産党、清水副委員長。

私は、日本共産党を代表して、第2決算審査特別委員会に付託された認定第6号、土地区画整理事業特別会計決算、第3号、公営住宅事業特別会計決算を否とする立場で、また第2号、第4号、第5号、第7号、第8号を可とする立場で討論を行います。

まず初めに、厳しい財政状況の中で、市民生活を第一に行政執行に当たられた市長、理事者、職員の皆様に敬意を表します。

認定第6号、土地区画整理事業特別会計決算について。泉町土地区画整理事業については反対です。その理由の1点目は、都市計画に基づいて拡幅とクランクの解消をすることは、都市計画自体が見直されたとはいえ、将来の3丁目通りの立体交差化などを見越したもので、時代に合っていないこと。2点目は、整備されても街路灯が設置されない可能性もまだ残っており、歩行者などが夜歩けなくなる道路になりかねません。財政的にも今優先的にやるべき課題とは思いません。

認定第3号、公営住宅事業特別会計決算について。維持管理業務の指定管理化の1年目でした。反対理由の1つ目は、指定管理事業所が遠く、市民から多くの不満が出ていることです。本市に続き芦別市も指定管理に向けた計画が進められていますが、事務所は市役所の近くです。結果として179市町村の中で庁舎から一番遠い窓口になっています。2つ目は、指定管理化について市民への説明が不足していたことによる入居者の困惑が多くあることです。以下、意見を

述べます。市営住宅の抽せん会は市役所で行うこと。その際に空き室状況について市民が確認できるよう徹底すること。また、札幌市など多くの市で実施されている郵送方式の併用を検討すること。2、公営住宅長寿命化計画が策定されたが、計画の内容を入居者にわかるようにダイジェスト版を作成し、配付すること。3、新町団地の車椅子利用者の特定目的住宅が6戸中5戸、また見晴団地の特定公共賃貸住宅15戸中7戸が空き室になっている。両方とも特定の入居条件があることが空き室が多い理由だが、無駄な施設の運営と言われたいよう、対策の強化を求める。

認定第2号、国民健康保険特別会計決算について。収支が予算より大きく改善し、翌年度からの繰り上げ充用は都道府県化に向けた計画時のおよそ2分の1にとどまった。要因については、自治体に資格証明書の発行と厳しい滞納処分とを要件とする経営姿勢が評価され、特別調整交付金が多く出たことである。以下、意見を述べる。1、依然として資格証明書35件、短期保険証256件と多い。滞納処分、延滞金、市税滞納者に対するサービス制限に加えた四重の罰則はどうか考えても過重な罰則と考える。改善を求める。2、窓口負担の減免が毎年度ゼロから1件程度と低迷している。ポスター掲示のほかに職員が納付相談などと同時に情報を提供するなど、市民に寄り添った対応を強化されたい。

認定第4号、介護保険特別会計決算について。制度の改正が平成27年度実施されたが、特定入居者介護サービス費については家族の課税、非課税がわかる書類と預金通帳の写しを提出することになっています。手続の進め方については市町村に任されていますが、入居者と家族の苦労を少しでも緩和できるように努められたい。包括支援業務、要支援者へのケアマネジメントは1,800人を超える相談件数など、生身の人間相手の大変な業務と考える。配置基準を定めるなど、過重労働とならないような事業実施を求める。

認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算について。75歳以上の高齢者が対象であり、普通徴収業務に当たっては十分な経験を有する職員が配置されているようであるが、現在は嘱託職員であることに留意し、今後は高齢者と家族に今までよりもさらに寄り添った対応を求める。

認定第7号、下水道事業会計決算について。収益的収支において下水道使用料税抜き額7億3,591万4,000円に対し、汚水関係の費用が3,044万7,000円多く、この分が純利益として内部留保資金に回っていることが質疑で明らかになった。この金額は、将来的に汚水関係に使うと答弁する一方で、内部留保を汚水と雨水に分けていないので、雨水にも使われることは明らかである。これは、汚水私費、雨水公費の大原則に反するものであり、今後の取り扱いについて原則を守るよう求める。その場合、例として一般会計と連携し、福祉減免の財源にする、あるいは料金引き下げするなどについて検討されたい。

認定第8号、病院事業会計決算について。医師人数は平成24年から35人から37人の間で推移し、29年度は38名と医師確保の努力が効果を上げている。しかし、それでも医師不足は深刻で、週80時間労働の実態も答弁された。医師の労働環境が医局の医師派遣の最も大きな評価ポイントと言っても過言ではない。外来での逆紹介をふやしていると答弁されたとおり、外来患者を減少させなければ医師の長時間労働は解消されない。その点で医師の過重労働実態を紹介しながら、まずはかかりつけ医の利用を広報たきかわなどで市民に発信し、理解を求めるなどを検討されたい。この場合、外来患者が一定減少した後は、午後の外

来を休止するなど労働環境改善を効果的に進めることが必要と考える。医師の命にかかわることであり、待ったなしでの実行が求められる。また、タイムカードの導入は当然のことであり、デメリットなどはあり得ません。経営との関係では、労働改善により医師数がふえて収支改善につながるまで一般会計で支えることが求められる。一時借入金がこれ以上ふえないように、一般会計からの繰り出し額を公営企業法の基準に近づけ、増額することを求める。

以上、日本共産党の討論といたします。

委員長

以上で討論を終結いたします。

討論要旨につきましては、整理して9月19日までに事務局へ提出してください。

採決

委員長

これより採決を行います。

先に、反対討論のありました**認定第3号 平成29年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について**挙手により採決いたします。

本認定を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長

挙手多数であります。

よって、認定第3号は可とすべきものと決しました。

続いて、**認定第6号 平成29年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について**挙手により採決をいたします。

本認定を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長

挙手多数であります。

よって、認定第6号は可とすべきものと決しました。

次に、残りの

認定第2号 平成29年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 平成29年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 平成29年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成29年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第8号 平成29年度滝川市病院事業会計決算の認定について

の5件を一括採決いたします。

本認定を可とすべきものと決することに異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

よって、本認定はいずれも可とすべきものと決しました。

お諮りいたします。委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定させていただきます。

以上で本委員会に付託されました事件の審査は全て終了いたしました。

挨拶

委員長

この場合、市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。

市長

それでは、委員長のお許しをいただき、本委員会閉会に当たりまして一言ご挨拶

摺を申し上げる次第であります。

渡邊委員長、清水副委員長を初めとする委員各位におかれましては、第2決算審査特別委員会に付託された議案につきまして精力的に昨日、きょうとご審議賜り、ただいまいずれも可とご認定いただきましたことに心からお礼を申し上げる次第でございます。

また、災害対策本部設置中という事情を鑑み、ご配慮いただいたことにもあわせてお礼を申し上げる次第でございます。

本委員会で審議された議案の内容につきまして、現年度予算の執行等につきまして十分に参考にさせていただきながらこれからの業務に臨む所存でございますので、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上を申し上げまして本委員会閉会に当たってのご挨拶とします。ありがとうございました。

委員長

2日間にわたり各委員の協力をいただき、ありがとうございました。また、真摯な質疑の中、丁寧な答弁をいただいた市職員の皆さんにも感謝を申し上げます。無事付託されました事件については終了することができまして、ありがとうございました。

以上で第2決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 14:48